

【審査基準】

企画提案者より提出された企画提案について、下記及び別紙「評価表」の評価項目に基づき、審査するものとする。評価項目の内容を満たしていれば、基準点の1点を付与し、優れた提案については、加点基準にしたがい加点（原則3点）する。また、評価項目のうち不可基準に1ヶ所でも該当する場合は、評価全体として不合格となり、契約候補者となることができない。

なお、（5）については、1位は20点、2位は15点、3位は10点とする。（8）については、基本となる評価項目を具体的に定めていないため、基準点は付与されない（加点のみとする）。全ての評価項目の合計得点を合算し、提案者の中で最も高い点数を得た者を契約候補者とする。

（1）商品について

①清涼飲料水等の選定については、発注者・受注者間で協議の上決められるよう提案されているか。

②商品の補充は定期的に行い、売り切れがでないように配慮されているか。

②-1 具体的に補充の頻度が示されているか。

加点基準 利用頻度に合わせて、効率的な補充の回数が明記されている場合、3点とする。

②-2 欠品の場合の対応について、どのような対応が示されているか。

加点基準 欠品の申し出を受けた即日対応の場合は、3点とする。

③空き缶等の回収は回収容器が溢れることがないように定期的に行い、空き缶等の再資源化に努めるものとされているか。

③-1 具体的に回収の頻度が示されているか。

加点基準 利用頻度に合わせて、具体的な回収の回数が明記されており、満杯のときに発注者の申し出により即日対応する場合、3点とする。

③-2 空き缶等の再資源化方法及び用途等が示されているか。

加点基準 環境に配慮した再資源化方法が示されている場合、3点とする。

③-3 回収容器がビン、缶、ペットボトル等と分かれた回収容器となっているか。

④空き缶等のゴミの最終処理まで責任を持ったものとなっているか。

（2）自動販売機の保守対応

①故障等の対応については、自動販売機設置業者が責任を持って行うようになっているか。

①-1 発注者が利用者対応を行わないようになっているか。

加点基準 発注者の職員が対応することなく、小学生等の利用者でも簡便な方法で対応できるようになっている場合、3点とする。

不可基準 故障等の対応を行わない場合。

②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先が表記されているか。

②-1 利用者が迷わないように見えるところに連絡先が表記されているか。

加点基準 小学生等の利用者でも分かるような表示方法を取っている場合、3点とする。

③利用者等の苦情等の問合せについては、誠意ある対応を行い、トラブルの無いように対処しているか。

③-1 苦情等の問合せがあった場合、即日対応を行なえるようになっているのか。

加点基準 苦情対応が即日対応の場合、3点とする。

③-2 当日対応が難しい場合は、利用者とは直接対応を行い、問題の解決にかかっているか。

加点基準 利用者の負担とならない対応となっている場合、3点とする。

(3) 自動販売機の性能等について

①環境に配慮した自動販売機となっているか。

加点基準 具体的に消費電力の削減が明記されており、機器が小スペースなものである場合、3点とする。

②消費電力が小さいものとなっているか。

加点基準 利用者の少ない時間帯若しくは夜間は自動的に自動販売機の表示部分の照明が消灯する場合等で節電が図れているときは、3点とする。

③転倒防止等の措置を行なっているか。

不可基準 転倒防止の措置を行わない場合。

(4) 清涼飲料水等の料金

①料金設定については、通常販売価格を上限としているか。

(5) 手数料

①販売手数料(変動)については、売上に対する料率の提案がされているか。

加点基準 1本の売上に対しての販売手数料の料率設定が高い者順に加点する。
1番高い料率を提案した者は、20点とする。
2番目に高い料率を提案した者は、15点とする。
3番目に高い料率を提案した者は、10点とする。

(6) 自動販売機のデザイン

①青少年施設に相応しいデザインや色合いとなっているか。

加点基準 設置する自動販売機については、自然に合わせた色合いとなっている場合は、3点とする。

不可基準 青少年の教育上、著しく不適切なデザインとなっている場合。

(7) 経費等の負担

①施設が有利となっているか。

加点基準 発注者の負担分を受注者が負担した場合、3点とする。

(8) ワーク・ライフ・バランス等の取組について

ワーク・ライフ・バランス等の取組について、以下のいずれかの認定等があるか。(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。①～③の合計点(最高8点)を加点する。)

①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を受けているか。又は、一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)

加点基準 えるぼし認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)の場合、2点とする。

えるぼし認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)の場合、3点とする。

えるぼし認定段階3の場合、4点とする。

プラチナえるぼし認定の場合 5点とする。

又は行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策

定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))の場合、1点とする。

- ②次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けているか。又は、一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)

加点基準　　くるみん認定、トライくるみん認定・・・2点とする。

プラチナくるみん認定・・・3点とする。

又は行動計画策定済(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))の場合、1点とする。

- ③青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けているか。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

加点基準　　ユースエール認定・・・1点とする。

(9) その他

- ①その他、各地方施設に合わせた企画提案が出されているか。

加点基準　　各地方施設の実情と地域性に合わせた企画提案が出されている場合は、3点とする。